

【様式】

令和5年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公 社 等 の 名 称 : 公益財団法人宮崎県芸術文化協会

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位:円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	「アーツカウンシルみやざき」機能拡充に関する業務委託	文化芸術の高い専門性をもつスタッフによる支援機関である「アーツカウンシルみやざき」の設置及び文化芸術活動へのアドバイス等の支援業務の委託	10,662,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業は、県民の文化活動が継続し、活性化するための文化活動を支える支援機関を設置するとともに、同機関による支援業務を委託するものである。 宮崎県芸術文化協会は、県全域の文化活動の現状、課題等について精通し、本県の芸術文化の将来像について積極的に検討できる者であり、このような文化に関する総合的な団体は、同協会のみであることから、同協会と随意契約を締結することとしたものである。	総合政策部 みやざき文化振興課
2	文化活動推進事業に関する業務委託	文化の裾野を広げていくための県主催のイベントの実施の委託	9,999,319	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業は、文化の裾野を広げることを目的としており、この目的を十分に達成するためには、県全域の文化活動の現状、課題等について精通し、本県の芸術文化の将来像について積極的に検討できる者が主体となることが必要であり、また県内文化団体に対して広く発表の機会を設けることも必要であるからから、本事業を実施できるのは、県内で唯一の文化に関する総合的な団体であり、日頃から県内文化団体と交流のある宮崎県芸術文化協会以外にはない。	総合政策部 みやざき文化振興課
3	みんなが繋がる ひなたの文化活動推進事業に関する業務委託	文化の裾野を広げ、文化と様々な分野との連携の推進を図るとともに、本県の文化力向上に資する事業の委託	8,299,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業は、文化の裾野を広げ、文化と多様な分野の連携の推進を図ることを目的とする。 本事業の目的を十分に達成するためには、県全域の文化活動の現状、課題等について精通し、本県の芸術文化の将来像について積極的に検討できる者が主体となることが必要であり、本事業を実施できるのは、県内で唯一の文化に関する総合的な団体である宮崎県芸術文化協会以外にはない。	総合政策部 みやざき文化振興課